○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市高尾字中ノ沢一七、三二の一〇、三二の一二から三二の一五まで、三二の一七、一六の一・一七の一〇・字山根八四の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ沢一七の一〇、一六の一・一七・三二の一〇・三二の一四・三二の一七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁荒瀬字向岱二六の一、二六の二、四五の四、四五の一一、四五の一九、四五の三三、四六の二、四六の五、四六の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向岱二六の一・二六の二・四五の一・四五の一九・四五の三三・四六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市及位字大沢八三、八七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市大石富川町字岩井谷一七、二二の一、二二の二、三一、字中街道三三三、三三八、三四四、三九一、三九四、字上出七五〇、七六八・七七一・七七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八一五、字蔭浦九二七、九三七、字内野九四三の一、高島市黒谷字新兵衛谷一三六五、東近江市君ケ畑町字フイゴヤ一八一・字スナゴ谷一八二から一八四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八五から一八七まで、一八八・字悪ル洞一九八から二〇一まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二、字ナメリ谷二〇三から二一五まで、二一六から二一九まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町椋川字大谷八五二の一、八五三・八五四の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八五四の一七、八五四の一八（次の図に示す部分に限る。）、八五六、八五七、八五九（次の図に示す部分に限る。）、八五九の一から八五九の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷八五七、八五九の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市浦田字大倉山五八〇九の一、五八〇九の二、五八〇九の午三、五八〇九の八から五八〇九の一三まで、五八〇九の一五、五八〇九の一六、五八〇九の一九、五八〇九の二六、五八〇九の二七、五八〇九の三九、五八〇九の七〇、五八〇九の八三から五八〇九の九六まで、五八〇九の九八、五八〇九の一〇〇、五八〇九の一〇七、五八〇九の一三四から五八〇九の一三八まで、五八〇九の一四七から五八〇九の一五二まで、五八〇九の一五五、五八〇九の一五六、五八〇九の一六四、字烏帽子形五八七六から五八七九まで、五八八〇、五八八七から五八九〇